業務委託契約書

１　件　　名　　令和１２基準年度香芝市固定資産評価替え業務

２　履行場所　　香芝市役所（奈良県香芝市本町１３９７番地）

３　履行期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（契約日から令和９年３月３１日までは、委託業務履行のための準備期間とする。）

４　契約金額　　総　　額　金　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　円）

５　総額の内訳

⑴　令和９年度　　金　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　円）

⑵　令和１０年度　　金　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　円）

⑶　令和１１年度　　金　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　円）

６　契約保証金

上記の委託業務について、発注者及び受注者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者　奈良県香芝市本町１３９７番地
香芝市
市　長　三　橋　和　史

受注者

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、上記の業務の委託契約に関し、この契約書に基づき、仕様書に従い、香芝市情報セキュリティポリシー及び日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務（以下「委託業務」という。）の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　仕様書に明記されていない仕様がある場合は、発注者及び受注者が協議し、定めるものとする。

（委託業務の処理）

第２条　受注者は、発注者に個人情報保護方針を策定したコンプライアンス・プログラム（以下「個人情報保護方針等」という。）を提出しなければならない。

２　受注者は、発注者が提供した個人情報については、個人情報保護方針等に沿って、その他の媒体については、善良なる管理者の注意をもって管理し、委託業務を処理しなければならない。

３　受注者は、この契約書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担でこれを処理しなければならない。

４　受注者は、この契約による委託業務を行うために個人情報を取得するときは、その委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（委託業務の日程）

第３条　この契約による委託業務のうち、必要とする資料、報告書等の提出の期限についてあらかじめ日程を定める必要のある事項については、発注者及び受注者が協議してこれを決定し、相互にその期限を厳守するものとする。

（業務処理責任者等）

第４条　受注者は、委託業務に係る責任者を定め、責任者及び従事者（再委託先又は下請先の従事者を含む。）の氏名、従事内容及び権限を発注者に通知しなければならない。

（発注者の協力等）

第５条　発注者は、受注者が委託業務を処理するに当たり、受注者の作業に関し必要な協力を行うものとする。

２　受注者がこの契約による委託業務を発注者の事務所において実施する場合は、発注者は、受注者に対し事務所への立入り及び委託業務の実施に必要な什器備品等の無償使用を認めるものとする。

３　前項の規定により受注者が発注者の事務所に立ち入る場合は、受注者は、必ず身分証明書を発注者に提示しなければならない。この場合において、受注者は、発注者の指示に基づき発注者の安全、衛生規則等を遵守しなければならない。

（一括再委託の禁止）

第６条　受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報及び機密の守秘義務等）

第７条　受注者は、委託業務を処理するに当たり、知り得た発注者の保有個人情報及び機

密情報（以下「個人情報等」という。）について一切これを他に漏らし、又は外部に発注者の許可なく提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　受注者は、委託業務に従事した者（再委託先又は下請先の従事者を含む。）に対してこの契約終了後及び退職後も守秘義務が存続することを周知しなければならない。

３　前条ただし書の場合において、受注者は、再委託又は下請の相手方に対して、この契約中、発注者の個人情報等に対する受注者の守秘義務に係る条項を継承する旨を周知しなければならない。

（個人情報の保護）

第８条　受注者は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第２３号）、その他法令等に定めるもののほか、別紙１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（緊急連絡先の提出）

第９条　受注者は、委託業務に係る情報漏えい、サイバー攻撃による被害等の重大な情報セキュリティ事故（インシデント）に備えた緊急時の連絡先を発注者に通知しなければならない。

（委託業務の検収等）

第１０条　発注者の受注者に対する検収は、仕様書に定められた条件によるものとする。

２　受注者は、委託業務を完了するときは、その旨を発注者に報告するものとし、発注者の検収を受けなければならない。この場合において、検収に必要な費用及び検収により生じた損失は、受注者の負担とする。

３　発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検収を行い、検収の結果、当該内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不適当と認めたときは、受注者に対し、無償にて再処理その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。この場合において、受注者は、発注者が指定する期限までに当該措置を講じなければならない。

（契約金額の支払）

第１１条　受注者は前条第３項に規定する検収に合格したときは、速やかに支払請求書を発注者に提出し、発注者は支払請求書を受理した日から３０日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

２　各年度における委託料の請求及び支払は、受注者が仕様書に定める各年度の委託業務を完了し、前条第３項に規定する検収に合格したときに行うものとする。

（危険負担）

第１２条　納入前に成果物が滅失し、又は毀損した場合は、発注者の責めに帰すべき事由を除き受注者の負担とする。

２　納入後に成果物が滅失し、又は毀損した場合は、受注者の責めに帰すべき事由を除き発注者の負担とする。

（目的外使用の禁止）

第１３条　受注者は、発注者が文書をもって指示したときを除き、この契約書による委託

業務に係る個人情報等を契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第１４条　受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。

（データ等の保護管理及び廃棄等）

第１５条　受注者は、磁気媒体等の特性に留意し、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において、データの保護及び管理が適正に行われるよう万全の注意を払わなければならない。

２　受注者は、この契約が終了したときは、発注者が提供した個人情報等の廃棄（文書にあってはシュレッダー等による裁断等）、記録内容の消去又は当該情報が記録された文書及び磁気媒体等の返還を行わなければならない。

３　受注者は、この契約の終了後において、個人情報等が受注者の電子計算機又はその外部記憶装置その他の電磁的記録媒体等に記録されている場合は、当該電子計算機等を廃棄し、又は売却する場合にあっては、プログラム等によりデータを消去し、若しくは初期化にとどまらず、当該情報記録部分をデータ抹消ソフトにより消滅させ、若しくは溶解等による物理的な消滅化により復元ができないような処理を行う責任を負うものとする。

４　受注者は、前項に規定する復元ができないような処理を完了したときは、当該処理が完了した旨の完了証明書にデータ消去証明書又は物理的破壊前後の証拠写真等を添付し、発注者に提出しなければならない。

（データ記録媒体等の搬送）

第１６条　受注者は、データ記録媒体等の搬送に当たっては、記録媒体ごとの物理的特性に留意するとともに、搬送中におけるデータの紛失、毀損等事故のないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

（個人番号等の取扱い）

第１７条　この契約の履行のために、発注者が保有する個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第５項の個人番号をいう。）又は特定個人情報（番号利用法第２条第９項の特定個人情報をいう。以下「個人番号等」という。）を受注者が取り扱う場合は、発注者は事前にその旨を受注者に通知し、当該個人番号等の取扱いにつき、発注者及び受注者が協議して別途書面により合意するものとする。

（事故発生時における報告等）

第１８条　受注者は、委託業務を処理する過程で事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、データ記録媒体の記録内容が第三者に漏えい、又は毀損等しないよう適切な措置を講じるとともに直ちに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

２　前項の場合において、受注者は、事故発生の原因、委託業務処理への影響及び再発防止策等を記載した事故発生報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。

（遅延利息）

第１９条　受注者が、その責めに帰すべき事由により履行期間の間に当該契約を履行しな

いときは、履行期間の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に対する相当額を控除した額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　発注者がその責めに帰すべき事由により、第１１条第１項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約内容の変更）

第２０条　発注者は、必要によりこの契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して決定するものとする。ただし、契約の変更は発注者及び受注者が記名押印した書面により行うものとする。

（契約不適合責任）

第２１条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者と協議の上、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

⑴　受注者が履行の追完をすることが不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の解除権）

第２２条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

⑴　受注者が正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

⑵　受注者が個人情報等の管理に関する契約事項を履行しなかったとき。

⑶　受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務が完了する見込みのないことが明らかであるとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
⑸　受注者が第２３条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
⑹　受注者が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にあってはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にあってはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
エ　役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　この契約に係る下請契約、再委託契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　この契約に係る下請契約等に当たり、受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
ク　この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
２　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときはその損害の賠償を受注者に請求することができるものとする。
３　第１項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されているときは、受注者は違約金として契約金額の１０分の１に相当する金額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
４　第１項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。
（受注者の解除権）
第２３条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
⑴　第２０条の規定により契約の内容を変更したため、委託料が３分の２以上減少した

とき。

⑵　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（その他の提出書類）

第２４条　この契約に定めるもののほか、発注者が指定する必要な書類については、発注者の指示により提出しなければならない。

（契約の費用）

第２５条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第２６条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して決定する。

（管轄裁判所）

第２７条　発注者と受注者との間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙１

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第３　受注者は、この契約による委託業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（個人情報の適切な管理）

第５　受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第６　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第７　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（従事者の監督及び教育）

第８　受注者は、この契約による委託業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育及びこの契約による委託業務の適切な履行に必要な教育を行わなければならない。

２　受注者は、この契約による委託業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が

適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第９　受注者は、この契約による委託業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託における条件）

第１０　受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による委託業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託をすることができる。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も、同様の条件を付するものとする。

⑴　受注者は、委託業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

⑵　⑴の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

⑶　受注者は、再委託先に対して委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

⑷　⑶の場合において、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理し、及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（資料等の返還等）

第１１　受注者は、この契約による委託業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

２　受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第１２　発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第１３　受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、必要な調査、再発

防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第１４　受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による委託業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

２　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。